

中央区経営セーフティ共済 加入補助金

申請受付期間: 令和8年4月1日～令和9年1月29日

(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営する「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」掛金の一部を補助します。

対象者

次のいずれにも該当する中小企業者(詳細の申請要件は区ホームページをご確認ください)

- 中小機構と倒産防止共済契約を締結し、**6か月以上掛金を納付した者(見込含む)**
- 過去にこの補助金の交付を受けていない者
- 中小企業倒産防止共済法第2条第1項第1号から3号までに該当する中小企業者で、区内に本店登記(法人)または主たる事業所(個人事業主)を有し、区内で1年以上営業している者
- 法人事業税及び法人住民税又は個人事業税及び住民税を滞納していないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項から第11項まで及び第13項に規定する営業を行う者でないこと。

対象経費

共済契約を締結した月から**6か月分の掛金**に相当する額

※この補助制度以外の補助を受けている場合は、補助対象経費からその補助額を控除します。

補助金額

掛金月額の**3分の1の額**(ただし、**月額2万円を限度**とします。)

(例)掛金月額1万円の場合 ⇒ 補助金額1万8千円 【計算方法:1万円×1/3×6か月=1万8千円】

※補助金額は、共済契約締結時に定めた掛金月額を基礎として計算します。掛金月額を増額変更した場合でも変わりません。ただし、減額変更した場合は、減額後の掛金月額を算出基礎とします。

※掛金月額×1/3の額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。

申請書類

- ① 中央区経営セーフティ共済加入補助金交付申請書(所定様式)
- ② 共済契約申込書控(写)
- ③ 法人の履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届出書の写し
- ④ 直近1年分の法人事業税及び法人住民税の納税証明書又は個人事業税及び住民税の納税証明書
- ⑤ その他区長が必要と認めるもの

申請期限

共済契約の日から**6か月以内** **6か月经過後の申請はできません。***

※令和8年8月～10月に共済契約を締結した場合の申請期限は、令和9年1月29日です。

※令和8年11月1日以降に共済契約を締結した場合は、令和9年4月1日から申請を受け付けます。(ただし、令和9年度の予算措置が行われた場合に限りです。)

申請方法

区 HP の電子申請フォーム(LoGo フォーム)よりご申請ください。

※申請の手続は裏面を参照してください。

その他

- 申請書類は、ホームページでダウンロードできます。
- **令和8年10月に共済契約を締結する方は、支払方法を前納とした場合、ご申請いただけませんのでご注意ください。**
- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金交付決定を取り消します。
- 中小企業倒産防止共済に関しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 へお問い合わせください。(電話:050-5541-7171 受付時間:平日午前9時～午後5時)

お問い合わせ先

〒104-8404

中央区築地1-1-1 中央区役所7階 区民部商工観光課中小企業振興係

電話:03-3546-5487 受付時間:9:00～17:00(土日祝除く)



▲区 HP

中央区経営セーフティ共済加入補助金交付の流れ

※凡例 申請者

区

交付申請

【提出書類】 ※証明書関係は発行日から3か月以内のものに限ります。

- 中央区経営セーフティ共済加入補助金交付申請書(所定様式)
- 共済契約申込書控(写)
- 《法人》履歴事項全部証明書／《個人事業主》個人事業の開業届出書の写し
- 《法人》直近1年分の法人事業税及び法人都民税の納税証明書／《個人事業主》直近1年分の個人事業税及び住民税の納税証明書
- その他区長が必要と認める書類

約1か月

審査

申請内容を審査します。

交付決定

審査の結果、適していると認められた場合は交付決定通知を送付します。

掛金納入
(6か月間)

交付決定後、共済契約の内容を**変更又は解約**しようとするときは、「中央区経営セーフティ共済加入補助金変更等申請書」を提出してください

実績報告

【提出書類】

- 中央区経営セーフティ共済加入補助金実績報告書(所定様式)
- 共済契約締結証書(写)
- 補助対象経費の口座引落しが確認できるもの(通帳の写しを添付する場合は全該当ページ及び表紙の写し)
- 掛金残高証明書(前納の場合)
- その他区長が必要と認める書類

約1か月

審査

共済契約が適正に履行されているかを審査します。

補助金額確定

審査の結果、内容が適していると認められた場合は補助金額確定通知を送付します。

確定額の請求

【提出書類】

- 中央区経営セーフティ共済加入補助金請求書(所定様式)

約1か月

補助金交付

*ここに記載されている流れは概要であり、不交付決定された場合などの流れは省略しています。